

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	身体拘束廃止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合					
	ニ 重症心身障害児の場合					
家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)				
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)				
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)				
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)				
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき37単位を加算)				
保育職員加配加算		(1日につき50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)			
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)			
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)			
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)			
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)			
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)			
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)				
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)				
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×146/1,000)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×106/1,000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×59/1,000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×20/1,000)				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×92/1,000)				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×82/1,000)				

注 同一敷地内の場合 × 70/100

注 一定の条件を満たす場合 +22単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計